

退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主の場合)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

様式 4

退職所得にかかる市民税・県民税納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主以外の場合)

盛岡市長あて 令和 年 月 日 提出	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										連絡者		
		フリガナ											所属		
		名称 または 氏名											氏名		
		代表者 氏名											電話番号 ( ) -		
特別徴収義務者 指定番号		法人番号または 個人番号													

令和 年 月 分	納入 年月日	令和 年 月 日	退職手当等 支払金額計	円	納入 税額	円	報告 人員	人
----------	-----------	----------	----------------	---	----------	---	----------	---

【退職所得特別徴収個人別内訳】

氏名	1月1日現在の住所	勤続年数	退職手当等支払額	特別徴収税額			摘要
	盛岡市	年 ヵ月	円	市民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	県民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	合計	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	市民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	県民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	合計	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	市民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	県民税	円		
	盛岡市	年 ヵ月	円	合計	円		

1 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は、提出の際に「個人番号の記入」と併せて「個人番号が確認できる証明書類」及び「身元確認書類」が必要です。

2 上記に該当し郵送により提出する場合は、各書類の写しを必ず添付してください。

【提出先】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 財政部市民税課 市民税第一係 (提出は、郵送又は、窓口までお願いします。電子メール、FAXでは受付できません。)

複数の場合は、この届出書を複写して使用していただくか、盛岡市公式ウェブサイト「<https://www.city.morioka.iwate.jp/>」内から「ID 1014791」を検索しダウンロードして使用してください。